



全国センター通信

毎月1日発行
 年額1,500円(送料込、会員は会費を含む)
 〒113-0034
 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 発行責任者: 岩永千秋
 Tel (03) 5842-5601
 Fax (03) 5842-5602
 http://www.inoken.gr.jp
 e-mail: info@inoken.gr.jp

第13回
 総会

健康いのちを守れ すべての人にディーセント・ワークを

働くもののいのちと健康を守る全国センター第13回総会が、12月3日、東京の平和と労働センター・全労連会館で開かれました。総会には代議員・役員など96人が出席。

福地保馬理事長は「全国センター創立10周年を迎えたことを機に、すべての働く人にディーセントの実現をかかげ、そのための具体化の一つとして、12回総会で『働くもののいのちと健康を守るための政策・制度要求』としてまとめた」とのべ、「今後は全国レベルだけでなく各地方でも労働局交渉や学習会など『政策・制度要求』を活用していくことが重要な課題となる」と指摘しました。

来賓の日本共産党・田村智子参議院議員があいさつ。さらにILO駐日代表、全農協労連、全建総連、自殺対策支援センターライフリンク、全国保険医団体連合会、日本共産党・市田参議院議員から祝電・メッセージが寄せられました。

活動方針案を提案した今中正夫事務局長は、①「国民の生活が第一」から「財界のもうけが第一」に変質した菅民主党政権のもとでいっそう深刻化するいのちと健康をめぐる状況、②メンタルヘルス対策などの労働安全衛生活動の強化や労災認定など被災者救済のとりくみなど2010年のとりくみの総括、③今後1年間の方針として、「政策・制度要求実現のとりくみ」など五つの方針を提起しました。

脳・心臓疾患等労災認定基準改定要望書(案)を提案

田村昭彦副理事長が「脳・心臓疾患等労災認定基準改定要請書(案)」を提案。

田村氏は、「現行の脳・心臓疾患等労災認定基準が制定されて、10年が経過しようとしている、この間、最高裁を含む裁判での勝訴が多数でいるにもかかわらず、国は10年前の通達から一歩もでない、また、昨年の認定件数も大きく減少しており、働く人がおかれている厳しい実態と乖離している」



いの健運動の役割を確認した第13回総会

と指摘。こうしたことなどを背景に「改定要望書(案)」を作成したと報告。意見を集約し早期に厚生労働大臣に要求したいと、述べました。

全教滋賀教職員組合に「いの健」賞

討論では、22人の代議員が発言(発言要旨は3面～5面に掲載)。

討論のあと今中事務局長より総括答弁が行われ、活動方針案、新役員選出案などすべての議案が採択されました。

第7回働くもののいのちと健康を守る全国センター賞が全教滋賀教職員組合に贈られました。つづいて「公共サービスの後退を招く『地域主権改革』を許さず労働行政の拡充を求める決議」を採択しました。

最後に6年間にわたり事務局長を務めた今中正夫氏が退任のあいさつを行い、岩永千秋新事務局長が閉会のあいさつを行いました。

〈今月号の記事〉

年頭あいさつ 「いのちと健康を守る政策・制度を要求し、職場にローアン活動を」	2面
第13回総会発言要旨	3面～5面
各地・各団体 京都/関甲越/九州セミナー	6面
第23回勤労感謝の日を前に過労死を考えるつどい	7面
2010年下半年期のメンタルヘルスの主な動き	8面

年頭あいさつ

いのちと健康を守る政策・制度を
要求し、職場にローアン活動を



働くもののいのちと健康を守る全国センター 理事長 福地 保馬

昨年暮れの第13回全国センター総会は、「すべての働く人にディーセント・ワークを」というスローガンを、単なる「お題目」として飾っておくのではなく、それを実現していくための具体的、実践的な運動課題や目標として、内容を豊かにし、活動を通じて実現させていくことを確認しました。そして、そのひとつの取り組みとして「政策・制度要求」を位置づけました。

折しも、「常用漢字表」が改訂され、新しく追加された漢字には、うつ病の「鬱」、脳・心血管疾患の脳こうそくや心筋こうそくの「梗」、さらには、ストレス疾患の代表である胃かいよりの「潰」と「瘍」（この瘍は、悪性腫瘍の「瘍」でもあります）など、過重労働やパワハラ・ストレスで過労死や精神障害に追いこまれる現代の労働者の危機的な健康の状況を反映しているような字が並びました。

また、一方では、このような働く人びとのこ

ころと身体の危機的な状況を改善することに役立つ制度がちゃんと運用され、効果的な政策が実施されているか———という、これまた、民主党政権になっても未だ極めて不十分としかいようがない状態です。そして、現行の法規も制度さえも平気でないがしろにされ、「憲法」も「労基法」も「労安法」もない職場がはびこってきています。

こんな政治や職場の変革なくしては「ディーセント・ワーク」は「絵に描いたモチ」です。まさに、いまこそ、働くものが、働くもののいのちと健康をまもるための政策・制度を要求し、職場におけるローアン活動をすすめていかなければならないときです。

この大きな課題の実現に向かって、全国センターに集うすべての力が発揮されることを願って、新しい年を迎えました。一新された事務局とともに今年もがんばりましょう。

第13回総会で選出された役員（敬称略）

◇理事長

福地保馬（個人会員）

◇副理事長

井上 久（全労連）

今村幸次郎（自由法曹団）

田村昭彦（九州セミナー）

長谷川吉則（個人会員）

藤本勝也（M I C）

室田 弘（全日本民医連）

山下登司夫（じん肺弁連）

◇事務局長

岩永千秋（全労連）

◇事務局次長

岡村やよい（全日本民医連）

中林正憲（千葉センター）

◇理事

阿部眞雄（個人会員）

安藤実花（福祉実労）

川口英晴（J M I U）

神田豊和（建交労）

菊谷節夫（神奈川センター）

木下恵市（京都センター）

小池康義（日本医労連）

小滝勝弥（埼玉センター）

米田雅幸（全教）

佐々木昭三（個人会員）

佐藤誠一（北海道センター）

高島牧子（全労連）

高橋敏夫（民放労連）

芳賀 直（宮城センター）

橋本恵美子（国公労連）

伴 香葉（全日本民医連）

廣田政司（東京センター）

藤田弘起（岡山センター）

保坂忠史（山梨県センター）

堀谷昌彦（化学一般労連）

松浦健伸（全日本民医連）

松尾泰宏（自治労連）

村上 茂（大阪センター）

森崎 巖（全労働）

吉川正春（愛知センター）

木村正則（全商連）

渡邊一博（生協労連）

◇監事

菅田敏夫（長野センター）

笹本健治（金融労連）

◇顧問

池田 寛（全国センター元事務局長）

今中正夫（全国センター前事務局長）

岡村親宜（全国センター元副理事長）

辻村一郎（同志社大学名誉教授）

細川 汀（京都府立大学元教授）

渡部眞也（滋賀医科大学名誉教授）

◇参与

色部 祐（全国センター元事務局長次長）

北口修造（全国センター元理事）

島倉昌二（全国センター元相談員）

清水良子（京都職対連前事務局長）

高田勢介（全国センター相談員）

富樫昌良（全国センター前理事）

富田素實江（全国センター元理事）

第13回総会発言要旨

1面既報のように第13回総会では、活動方針案を支持し深める発言が22人からありました。以下発言要旨を紹介します。(未掲載分については次号)

全国センターに化学物質WG発足

化学一般労連 堀谷昌彦

専門家と民医連や家内総連など職場の参加で化学物質ワーキンググループが今年発足しました。いろいろな職場で化学物質の暴露による発症がありますが、そのほとんどが私病扱いとなっています。実態調査のためにアンケートに取り組み、皮膚炎、かぶれ、せきこみ、過敏症の発生、発がんなどで悩んでいると言う事が明らかになりました。職場点検マニュアルや健康手帳についても取り上げています。(総会配布)資料にある石橋さんは、膀胱がんで労災認定され、その後口腔がんを発症しましたが、口腔がんでは労災認定されませんでした。国の労災認定基準を超える壁を乗り越えようとしています。署名と認定する会の入会のご協力をお願いします。

地域主権改革は国の責任放棄、地域に丸投げ

国公労連 上田宗一

地域主権改革は、国の責任を放棄して、地域や国民に丸投げするものであり止めなければならないと思います。ひも付き交付金の一括交付金化では、交付金の大部分は社会保障や教育の資金で、自由度を高める事は社会保障や教育の削減につながりかねません。地方出先機関の原則廃止については、地方に移管する時に人も予算も削ると言っています。地方自治体も財政状況が厳しく行政サービスの充実は遠くなると思います。7月に人事院が円滑な職場復帰を目指した受け入れ指針を出しました。専門医確保のための財政的な措置をしていない、地方で専門医が確保できるかなどの問題があります。試し出勤については公務災害や通勤災害が認められる場合があるとなっており実際は個別に積み上げて行く必要があります。

3万人分の看護師健康実態調査実施

医労連 山崎世理

2008年の2人の看護師の過労死認定を受けて看護師健康実態調査を行いました。約3万人分の看護師の調査が寄せられ、看護現場が一層忙しくなり労働条件が悪化し、超過密労働の下で、患者のいのちと安全が脅かされていることが判りました。こうした現状を打開すべく、7月の大会で、増員と夜勤交代勤務の改善運動の署名運動の実施、いのちを守る全国縦断キャラバン行動の実施を決めました。署名運動は来年の通常国会に提出すべく、運動を進めていますが、11月末日までに20万筆を突破しました。医療の職場は、厚労省の発表でも映画産業に続いて、労基法違反が多いという発表がされており、改善の

第7回「いの健」全国センター賞 全教滋賀教職員組合に贈られる

第7回働くもののいのちと健康を守る全国センター賞は、第13回全国総会において、教員で初めて石綿健康被害による公務災害申請を勝ちとった古澤事案を遺族とともに全力で支えた全教滋賀教職員組合に贈られました(写真は賞を受け取りあいさつする全教滋賀教職員組合副執行委員長の石田孝浩さん)。古澤康雄さんが胸膜中皮腫で亡くなられて8年、本年3月29日に地方公務員災害補償基金本部審査会は「小学校体育館における勤務を通じて石綿にばく露したことにより発症したものと認められる」とし、「公務に起因したものと認めるのが相当」という判決を下しました。



多くの学校の体育館などで吹き付けアスベストが施工され、それらが原因で教員に健康被害が広がり、子どもたちにも及ぶことが懸念される中、この勝利は石綿健康被害の完全な補償やその予防対策を求める私たちのたたかひの展望を切りひらきました。

また低濃度、短期間のばく露でも中皮腫が発症したことを認めさせ公務災害認定を勝ち取りましたが、これはばく露の事実があり石綿関連疾患を発症したら公務災害、労働災害と認定することを基本とせよという私たちのたたかひを大きく励ますものでした。

さらに本事案は、労災に比べても公務災害認定の遅れた現状を突破した点でも大きな意義を持っています。

取り組みを強化していかなければなりません。

パワハラ防止指針の作成を準備

生協労連 渡邊一博

生協職場では「いのちと健康を守る交流会」を軸としながら、労働安全衛生活動を推進してきました。現在、職場ごとの労働安全衛生活動をより活発化させていくため、「あなたの職場の救急箱ー労働安全衛生ハンドブック」を作成し、分会長・執行委員の学習、事業所の支所長、店長へ配布するなどの活用がされています。今年度では、「パワハラ防止指針」の作成、「労働安全衛生実態調査」の実施を準備しています。誰もが安心して、安全に働ける職場づくりという点では、女性労働者や生協の関連・委託労働者も視野に入れた労働安全衛生活動のとりくみ強化が必要だと考えています。

勤務間インターバル規制の導入へ

JMIU日本アイビーエム支部 石原隆行

2008年の退職強要によって、いったん寛解していたうつ病の症状が急速に悪化した組合員について、労災認定を申請していますが、遅々として進まず、認定が早期に行われるよう働きかける必要があります。今年は大和事業所での社員自殺や、組合の中核を担っていた組合員の過労死が発生しましたが、個人のメモや手帳などに記入していなかったことから、たたかいの入口で苦戦をしいられています。まずは、個人が基本とすべきことの啓蒙が必要と思っています。先ほど脳・心臓疾患等認定基準改定の提案がありましたが、いくつかの労働組合で取り入れている勤務間インターバル規制（勤務終了後8時間は勤務させないなどの労使協定）の導入を提案します。

世論を背景にトンネルじん肺根絶めざす

建交労 斉藤龍一

建交労はトンネルじん肺の第3陣訴訟として全国12カ所の地方裁判所で係争中。この20年間、「粉じん障害防災規則」の改定、12時間労働のトンネル坑夫を8時間労働とするための積算基準の改正など、成果をあげてきました。また、大手ゼネコンが骨抜き和解案を求めてきたことに対し、被告の全社に謝罪と法的責任を求める猛烈な抗議行動を展開し、一部の大手ゼネコンを除いて認めさせることができました。しかし、原告が望んでいる「トンネルじん肺基金制度」の創設については、まだ実現できていません。現在、トンネルじん肺根絶を求める国会議員の賛同署名は、518人、39都道府県議会でトンネルじん肺根絶の国宛の意見書が採択されています。

泉南アスベスト、和解勧告の決断せまる

大阪センター 吉倉 正

泉南アスベストの国賠訴訟は、今年5月、地裁で国の不作為責任を明確に認める判決を勝ち取りました。原告および支援者・弁護士らは控訴しないよう求め、厚労大臣・環境大臣は控訴しないと表明しましたが国は控訴。11月から高裁でのたたかいが始まっています。一刻も早い裁判の解決に向けて、省庁や国会議員への要請に力を入れています。第1回控訴審では、和解勧告が出ませんでした。次回は、1月13日。現在、高裁には和解勧告を出すよう決断をせまる団体署名と、国に対しては和解を受け入れるよう求める団体署名に取り組んでいます。

東北各県での健センターの確立めざす

宮城センター 眞壁完一

宮城センターが結成されて10年。今年10月に第10回東北セミナーを開催し163人の参加で成功しました。宮城センターでも、東北ブロックをどうするか、議論を重ねてきました。この間、東北全県を一巡して、各県での健センターの必要性を確認しあってきました。次年度からは、各県センターの確立にむけて奮闘したい。公務災害・労災認定の取り組みでは、弁護士などに相談して

認定を勝ち取ってきています。引き続き、たくさんの相談が寄せられています。相談体制を強化していきたい。

過労自殺で生命保険金を支払わせる

山梨センター 保坂忠史

過労自殺事件の労災認定で、生命保険金を支払させた記事が「通信」に掲載され、数県から問い合わせがあり、「通信」の影響に驚いています。過重労働により自殺した介護施設職員のKさんは、労基署で「うつ病による自殺」と認定されたものの、加入していた生命保険会社からは保険金が支払われませんでした。そこで、労災認定の関連書類の開示を請求し、開示された資料などを生命会社に送付するなどした結果、保険金が全額支払われました。過労自殺で免責となり生命保険金が支払われないケースは多い。「うつ病による自殺」として労災の認定がおりれば生命保険約款が取り消され、病死扱いとなり生命保険金を支払わせる道が切り開かれました。

医師に対する意識的な教育を

埼玉センター 小池昭夫

埼玉センター取り組みは、①過労死問題では、過労死110番、2件の過労死裁判のたたかい。②自治体と民間団体が一体で進める所沢市の地域・職域保健連携の取り組みでは埼玉センターも参加して具体的な取り組みが開始されていること、③アスベスト問題の取り組みでは、羽生市の曙ブレーキでの相談活動や市民団体が取り組みはじめた砕石アスベスト問題での連携などの取り組み。④医師の活動では、若手医師に対するアスベストや労働衛生での教育の実施、医師ユニオンの活動をすすめている。日本医師会の安全衛生WGの調査では、医師の4人に1人が不眠を訴えている実態があります。

セミナーの準備通し、センター結成を援助

岡山センター 藤田弘起

ブロックセミナーと地方センターの取り組みを発言します。昨年中国と四国をあわせたブロックセミナーが開かれ昨年は高松市、今年は高知で開催しました。セミナーでのメンタルヘルスの話しは好評で集会後も大槻久美子氏を講師に招いて学習会が行われています。

セミナー準備で各県と交流することを地方センター結成の援助と位置付けています。愛媛センター結成にむけ、愛媛労連の学習会後の懇談で全国センターから要請を行い受け止めていただきました。結成にむけて財政と人の確保の問題があります。年金生活の人の活用など、知恵を出し合って克服してゆくことが求められています。

5人が鉛中毒で労災認定

山口センター 田村 務

バッテリー回収職場での「鉛中毒」で5人が労災認定した取り組みについて発言します。健康診断を受診した6人の労働者が鉛中毒の疑いがあると診断され、再検査で鉛中毒と判明し労災と認定されました。経過は、認定の3基準を満たしている1人が先行して請求を行い、そ

の後、4人の数値は低いが鉛中毒の診断が出され請求を行いました。1年経過した段階で適宜交渉を行い山口労災病院を受診するなどの経緯がありました。全員労災と認定されました。

レア金属の回収・解体作業を零細業者が行っています。曝露のチェックがまったく行われていないため労基署に申し入れを行いました。レア金属の曝露問題を注意する必要があると思います。

過労死110番が被災者の最後の砦

山口センター 林 洋武

年2回行っている過労死110番では、開始前後を含めて問い合わせがあります。長時間労働で精神障害を発症した地方公務員が自死した事件では、発症前の労働時間が非常に過密だったにもかかわらず当局がそれを否定し、遺族が泣き寝入りする状況で過労死110番で公務災害申請を取り組み始めています。他にも早朝のジョギング中に倒れた自衛隊員の審査請求にも取り組んでいます。各方面に相談してもダメだった事案が過労死110番に持ち込まれ取り組みにつながっています。事例研究などでは守秘義務の観点から対応を検討しなければいけないのではないかと感じています。

「自主活動」は労働時間 不払い残業の是正を

愛知センター 鈴木美穂

愛知では、マツヤデンキ小池事件と豊川市堀事件が最高裁に上がっています。全国的な支援をお願いします。先日の過労死等防止基本法院内集会でも紹介されましたが2007年に内野事件が確定したにもかかわらず、トヨタは昭和26年の通達をたてにQCなどの「自主活動」を労働時間と認めていません。裁判の成果を反映させるよう通達の廃止を求めています。来年6月、開催される中央労安学校については東海・北陸ブロックで広い範囲で取り組んでいきます。

経営責任による労安担当者の配置を重視

福祉保育労 安藤実花

福祉保育労全国健康対策部の取り組みについて報告します。職場は、業務過多などでメンタルヘルス不全者が増加、保育の職場では頸肩腕障害などの職業病が発症しています。労安担当者を配置していない職場が多く、これを見れば対処がわかる How to のしおりを工夫して作ることにしています。「健康カレンダー」を作ったのですが、月ごとにテーマが決まっており、「年休について」「ハラスメント・メンタルチェックリスト」「ストレッチ」などが載っており、好評でした。今後は経営者の責任で労安担当者を配置させることを重視し生きいきと働ける職場づくりのためにがんばっていきます。

相談の受け皿づくりが大切

北海道センター 佐藤誠一

現在、28歳のガソリンスタンド・サブマネジャー、大手電機メーカーの新人SE、大手食品製造会社支店長と、

3件の過労自死事件に取り組んでいます。いずれも「過労死の労災申請」の本から道センターにたどり着いています。11月20日の研究会に皆さんが参加し懇談する中で、過労死家族の集まりができるきっかけになっています。自動車セールスマンの過労死裁判も含めた4件の交流が進み、本をもとに勉強しています。30歳の精神障害の方も本をもとに労災申請しています。その他にも、農薬による化学物質過敏症、熱中症によるバセドー氏病なども本をもとに意見書を作っています。全国の知恵を集めて作られた本を広げること、問題は受け皿づくりが大切です。

政治部記者過労死事件の経過報告

MIC(新聞労連) 三浦一紀

時事通信・森田労災裁判へのご支援、ありがとうございます。東京地裁判決は、時間外労働25カ月連続100時間超など業務の過重性は認めたものの、糖尿病の発症と増悪については医学的知見がないと、死亡と業務の因果関係を認めず敗訴となりました。糖尿病のことを認めれば生活習慣病に道を開くことにつながるからではないかと分析しています。たたかいは東京高裁に移り、先日、第2回口頭弁論が行われました。新たな鑑定書も先生方にご協力いただき提出していきます。生活習慣病との関係を勝ち取り、風穴をあけていきたい。

「過労死防止基本法」制定を求めて

全国過労死を考える家族の会 寺西笑子

私たちは大切な家族を亡くした家族の集まりです。悲しみのどん底から労災申請や裁判に立ちあがっても立証責任は家族にあり、認定されても亡くなった人は帰ってこないのです。「悲劇を繰り返さない」という思いで活動してきました。毎年、勤労感謝の日の前に過労死を考えるつどいを開いて20年余り、今年は初めて院内集会を開き、超党派の国会議員のみなさんにご参加いただき、「過労死防止法の制定を」という思いを届けました。早速、民主党の議員の方に、厚労委員会でもとりあげていただくなどの動きができています。制定には国民的世論が必要で簡単ではないと思いますが、全国センターのみなさんなどの力もお借りしてがんばっていきます。

非核と生物多様性環境保全を

大田患者会 藤川利子

「原爆の記」を広める運動をしています。日本は地震国であり、原発は危険です。いま、日本は原発を海外に輸出しようとしています。毎日新聞の記事によると、ユネスコのボコバ事務局長は193の加盟国に広島、長崎への原爆投下の悲惨さについて、教科書への記載を勧告することに前向きな姿勢を示しています。田無に東大農場と演習林があり、オオタカの巣が二つあります。そこに都市計画道路を通す計画があり署名運動をしています。いのちと健康を守るために一緒にがんばりたい。

各地・各団体のとりくみ

いのちと健康を守る大きな社会的共同を

京都

第12回定期総会及び10周年レセプション

いのちと健康
京都センターは、10月23日、「ルビノ京都堀川」で、「第12回定期総会」(写真)と「設立10周年記念レセプション」を開催



しました。定期総会には53人・レセプションには35人の出席がありました。定期総会は、14時、岩橋副理事長(京都総評議長)の開会挨拶でスタート。議長に高松代議員(京都自治労連)を選出し、その後、吉中理事長の挨拶がありました。「この10年間、新自由主義政策の強行は、いのちと健康への重大挑戦であり、いまや、いのちと健康の問題は、職場と共に地域の問題でもある。いのちと健康を守るため、大きな社会的共同を実現する役割をはたせるよう努力したい」と挨拶。来賓として、全国センターから岡村氏、京都センターの西山顧問が出席され、挨拶を受けました。また全国センター及び9つの地方センターからメッセージが寄せられました。議案の事業報告・事業計画、会計報告・予算案は満場一致で承認され、新年度の役員を選出して17時に終了しました。

終了後、「結成10周年記念レセプション」が開かれ、岩橋京都総評議長から挨拶と乾杯があり、来賓として、全国センター岡村さん、大阪センター村上氏、滋賀センター服部氏からの激励と連帯の挨拶を受けました。テーブルごとに発言・交流が行われ、事務局から、「京都センター“10年のあゆみ”」について紹介・説明。和気あいあい、歓談があり交流を深めました。最後に、三宅顧問の挨拶、吉中理事長の締めくくりの挨拶で、レセプションを終えました。(京都センター・木下恵市)

「ヨイサ、ヨイサ」と心一つに

関甲越

第10回関東甲信越学習交流集会



第10回働くもののいのちと健康を守る関東甲信越学習交流集会が、11月20日～21日に長野県諏訪市の諏訪湖ホテルを会場(写真)に開催されました。集会には、初参加の群馬県の代表(新潟県からも初めての参加が予定さ

れていましたが残念ながら急に不参加になりました)も含めて150人が参加しました。

記念講演は、「地域主権改革で脅かされる労働者の権利」と題して森崎巖氏(全労働委員長)が行いました。特別報告は、山梨県センターの保坂忠史さんから、「同居の親族の労働者性を認めた画期的判決(2010年1月12日甲府地裁)」について報告されました。

参加者はその後6つの分科会に別れて討論と交流を行いました。どの分科会も熱心な討論が2日間にわたって行われました。参加者の皆さんからの感想では、初参加の方だけでなく、何回か参加されたという方からも、「各地の貴重な経験が聞けて良かった」「明日から職場の中で生かしていきたい」「元気がでた」との感想が寄せられました。また、夜の交流会では、今年行われた「御柱」の木遣りが披露され、参加者全員で「ヨイサ、ヨイサ」と心一つにまとめました。これをそのまま、次の開催地東京に引き継ぎます。(長野センター 菅田敏夫)

九州セミナー

貧困社会、若者や子どもの問題を深く掘り下げる

第21回九州セミナーに1,300人参加



11月20日・21日の両日、北九州市で開催された「第21回人間らしく働くための九州セミナー」は、九州各地ならびに全国から二日間のべ1,300人を超える働く仲間が参加。現代日本を覆う「貧困問題」を軸に、「働き方・働かされ方」「若者や子ども」の問題を通して日本の未来社会について考える二日間となりました。

1日目、新聞労連委員長の東海林智さんによる記念講演(写真)「労働の尊厳を取り戻そう～私たちの命を守るために」では、自身の活動を通した具体的なお話しと共に、資本の暴走によるつけとして負わされている現代日本の貧困問題を紐解いて頂き、そこに立ち向かっていくたたかひが「人間らしく働くための労働の尊厳を取り戻すたたかひ」にはかならないことを考える機会となりました。講演に引き続きパネルディスカッション「若者の労働から考える私たちの未来」、二日目に行われた特別企画「子どもの貧困と現代日本の働き方・働かされ方」では、今回のセミナーがキーワードとして掲げた「貧困社会」「若者・子ども」の問題を深く掘り下げる充実した企画となりました。

また、テーマ別分科会には107演題の報告が寄せられ、医療・介護の分野からとヒューマンサービス労働に対する報告が大変多かったのが特徴でした。

(北九州現地事務局長 日高琢二)

「過労死根絶は夢ではない」 — 過労死防止法制定へ、新たな一歩

●●● 第23回勤労感謝の日を前に過労死を考えるつどい開催 ●●●

第23回勤労感謝の日を前に過労死を考えるつどいが、11月19日東京御茶ノ水の中央大学駿河台記念館で開催されました。1998年に全国いっせいで労災申請の報告会を兼ねて「過労死弁護団全国連絡会議」主催で実施したものが第1回。その後毎年この時期に開催しています。18年前の第8回からは「過労死」「過労自殺」に係わる課題を広く考え協力する場として、実行委員会を結成しています。

今年の集会は、10月の「ストップ過労死！『過労死等防止基本法』制定を求めて院内集会」の成功も力に、基本法実現へ固く意思統一をはかる集会となりました。

前進した1年。国会議員にも身近な過労死問題

開会あいさつとして過労死家族の会の寺西笑子会長から、つどいの前に行われた厚生労働省・地方公務員災害基金との交渉、厚労省前の宣伝行動、10月の院内集会についての報告がありました。院内集会には17名の国会議員が参加し、それぞれ地域や知人の身近な過労死問題について語ったことに大きな力を得たと語られました。

続けて民主党姫井由美子議員と長尾たかし議員秘書の藤田さんからあいさつと報告。長尾議員は厚生労働委員会で過重労働や基本法について質問をしたことが報告されました。

基本法制定＝機は熟している。過労死防止法制定国民会議を

「過労死等防止基本法の制定をめざして」をテーマに過労死弁護団全国連絡会事務局次長の岩城穰弁護士が記念講演（写真）。岩城氏は、労働者全体に過労状態・ワーキングプア化が進み負のスパイラルがおきていること、日本には「基本法」が41本あるが、驚くべきことに労働関係の基本法は1本もないことが紹介されました。そして、22年におよぶ過労死遺族・弁護団のたたかいや

「過労死等防止基本法」制定を求めて



勝利判決の積み重ねを基盤に、過労死は人ごとではないという世論が形成されてきていること、「コンプライアンス（法令遵守）」が強調される社会で労働分野だけ無視し続けることはできないこと、経済のグローバル化のもとで違法な労働によって競争に勝つことは不正との批判が高まっていることなど基本法制定への機は熟しつつあると強調されました。しかし、財界の抵抗はまちはいなく大きく、実現のために「過労死防止法制定国民会議」（仮称）のような実行委員会団体を結成し、経営側団体を含む幅広い団体と一致点をさぐる努力をすることが呼びかけられました。

遺族・支援者の声を力に

特別報告は、「堺市中学校教員の過労自死裁判勝利報告」（大阪地裁）と「小児科医師の過労死裁判、最高裁にて和解」の2本。それぞれ遺族の方から勝利へのたたかいの経過と今後の決意が語られました。また、参加者のなかから係争中の事案への訴えがあり、ひとつひとつのたたかいでの勝利に全力をあげていくことを確認しました。

つどいの最後にアピールを採択。過労死・過労自死のない職場と社会をめざして、その基盤となる「過労死等防止基本法」の制定にむけ力いっぱい奮闘することを誓いあいました。（全国センター 岡村やよい）

シリーズ 相談室だより (49)

相談センターは駆け込み寺

11月初めに28歳の青年が「助けてほしい！」と相談に来ました。大手家電メーカーに採用され、新人研修で営業に出かけた時のことで、納得できない反省レポートを強要され、5度も6度も書き直しを命じられ、上司からは「おまえのような役立たずは死ぬしかない。一緒に死んでやろうか」と言われたといいます。「怖くて会社にも行けなくなった。会社の寮で飛び降り自殺をしようとしたが管理のおじさんに止められ死ぬこともできなかった。どうしたらいいのか分からない。助けて下さい」と涙を流して訴えるのです。

反省レポートの原因は“会社の重点商品を買ってもらえなかったので別の商品を紹介したこと”、“自宅の前を通った時に公私混同してはいけないと思い先輩社員に自宅を紹介しなかったこと”、“猫アレルギーのために会社を休む結果になってはまずいと猫のいる家庭を訪問しなかったこと”について、「会社の方針を無視した。先輩に失礼な態度を取った、会社の利益より個人の事情を優先した」と厳しく反省するまで書き直しをさせられたということです。病気休職と労災申請を助言しましたが、若者の人間性を奪うような企業が増えていることに怒りを禁じ得ませんでした。

（宮城県センター富樫昌良）

インフォメーション

深刻化するメンタルヘルス不全者

2010年下半期のメンタルヘルスの主な動き

前号の「2010年度上半期」に続き、2010年下半期のメンタルヘルスに関する主な動きを紹介します。

失業、生活苦の自殺急増

6月11日：2010年版自殺対策白書

2010年版自殺対策白書は、09年は08年に比べ失業や生活苦による自殺が急増していることを明らかにしました。白書に盛り込んだ警察署の統計によると、09年の自殺者3万2845人を原因別に見ると「失業」は1,071人で前年比65.3%増、「生活苦」は1,731人で34.3%増。

精神疾患の労災申請数、過去最多

6月14日：厚生労働省

過労などが原因でうつ病などの精神疾患になったとして、2009年度に労災申請をした人は前年度に比べ209人(22.5%)増加し、1,136人と初めて1,000人を超え、過去最多。一方、労災認定を受けた人は、234件であり、前年度に比べ35人(13.0%)減少。年齢別では、20代、30代を合わせた精神疾患の請求数とは、いずれも50%を超え過半数に達しています。

過酷な日本の課長職、4割が心の健康に悩み

10月19日：産業能率大学調査

上場企業の家長の4割が「自分はいきいきと働いていない」と感じていることが産業能率大学のアンケート調査で分かりました。調査によると、99%が管理職だけでなく「プレイヤー」として現場の仕事も兼務していると回答。課長としての悩みについては、「業務が多すぎて

余裕がない」(33.6%)、「部下の人事評価が難しい」(32.9%)などといった回答が多くを占めました。

職場復帰後、半数以上が再発

11月28日：人事院

うつ病などメンタルヘルスの不調で長期間仕事を休んだ国家公務員のうち、半数以上がいったん職場復帰しても病気を再発して、休職状態となっていたことが、人事院の調査で分かりました。再発率の高さはサポート体制の不十分さが一因とみられています。

メンタルヘルス問題での厚労省の主な動向

2010年5月～12月

厚労省は、今後の「労働者のメンタルヘルス不調の把握方法」を検討する「職場におけるメンタルヘルス対策検討会」、「産業医等で構成される事業場外組織のあり方」などを検討する「事業場における産業保健活動の拡充に関する検討会」を立ち上げ、労働政策審議会安全衛生分科会でも平行してメンタルヘルス対策が検討されています。メンタルヘルス不調者の把握については、事業所健診でストレスチェックを行うという方向性が示されていますが、その方法に問題があること、中小零細事業所では産業医が十分に配置されていないことなど、多くの問題点が指摘されています。さらに厚労省「事業場における産業保健活動の拡充に関する検討会」では、産業医選任の義務を免れようとする動きもみられます。

健康で安全に働くために④

ディーセント・ワーク の実現を

労働安全衛生活動の基本

福地 保馬(働くもののいのちと健康を守る全国センター理事長/北海道大学名誉教授) 著

【目次】

第1章 ますます深刻になった労働者の健康状態
第2章 「労働」が労働者の健康を決める

第3章 現代労働者の健康状態は、現代の働き方を反映している
第4章 職場・働き方を変えて健康をまもる

📖 ご注文は地方センター、または全国センターへ

働くもののいのちと健康を守る全国センター

TEL 03-5842-5601
FAX 03-5842-5602



A 5判並製 定価1000円